

広報

どうし

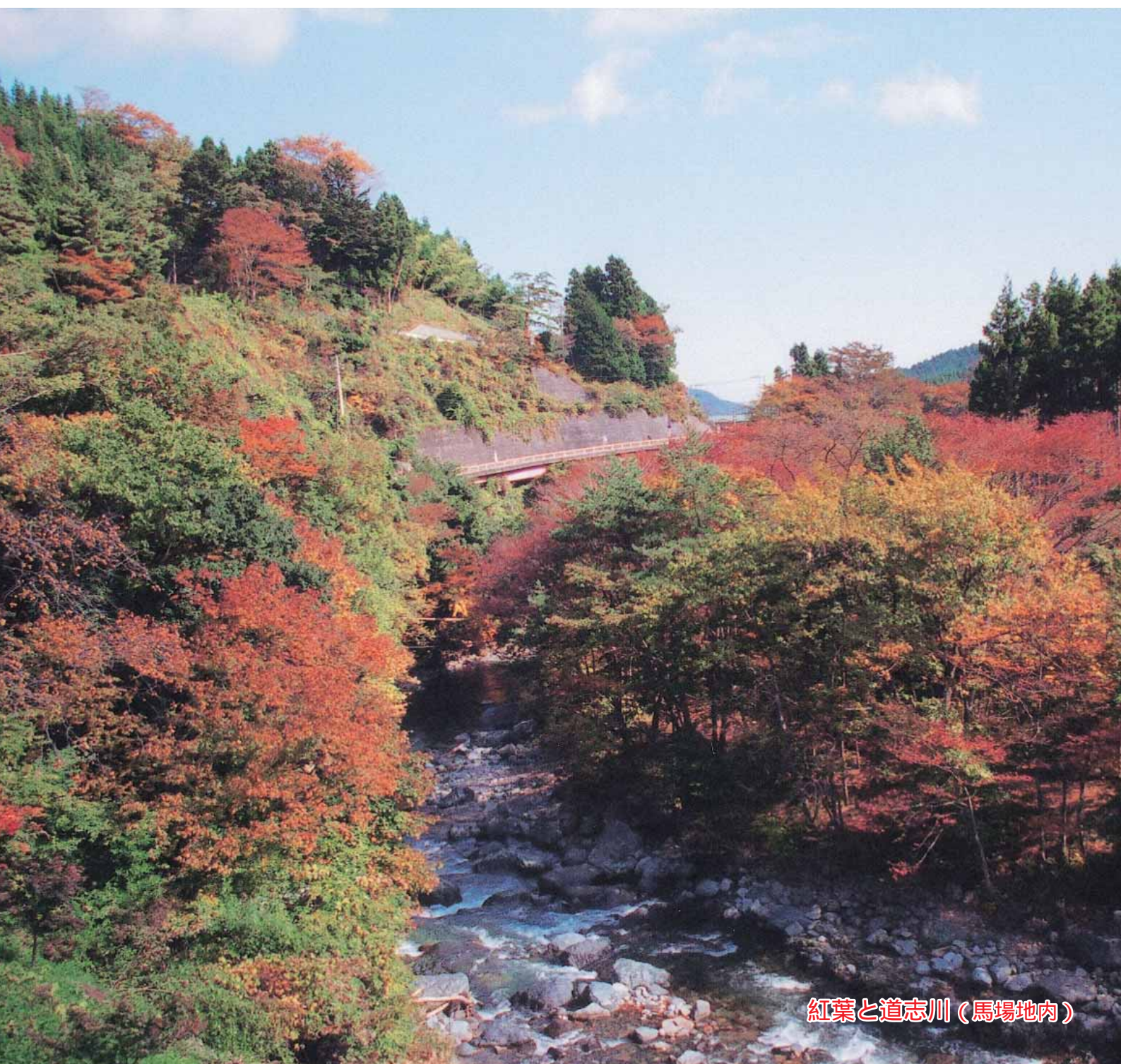
道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2003 November 11 月号



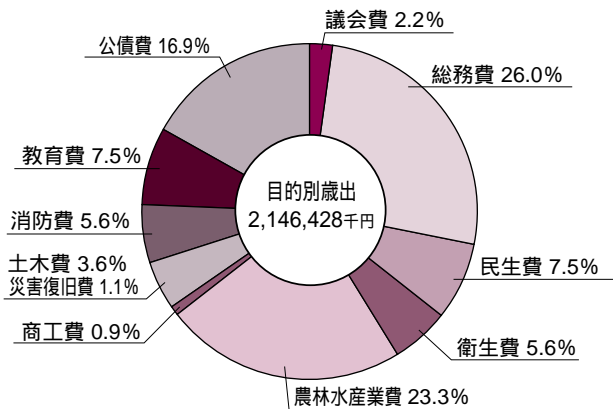
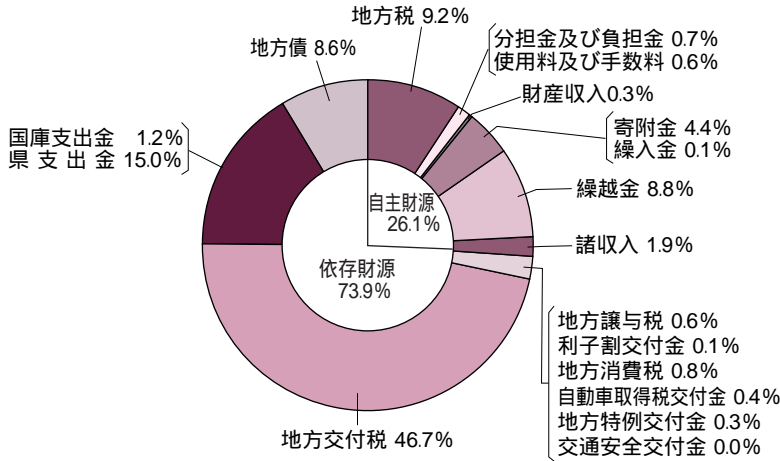
紅葉と道志川（馬場地内）

総

額

33億95,707千円

一般会計 21億46,428千円
特別会計 12億49,279千円



平成十四年度の一般会計と八つの特別会計の決算が、九月の定例議会で承認されました。

一般会計の歳入総額は二十二億五千百十五万一千円、対前年比は、二・九%の減となっております。

歳出については、二十一億四千六百四十二万八千円、対前年比は、一・二%の増となっております。

ここで皆さんが納められた税金や、国・県からのお金がどのように使われているか皆さんに知っていただき、村政運営にご理解をいただくものです。

1世帯当たり、1人当たりの歳入・歳出

一般会計を平成14年度末の世帯数(599世帯)と人口(2,174人)で換算すると、次のようになります。

	一世帯当たり	一人当たり
歳入	375万8,182円	103万5,488円
歳出	358万3,352円	98万7,317円

平成14年度 決算総括表

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	翌年度に繰越すべき財源	実質収支	
一般会計	2,251,151	2,146,428	104,723	5,455	99,268	
特別会計	国民健康保険	240,219	195,393	44,826	0	44,826
	国保診療所	110,245	103,777	6,468	0	6,468
	簡易水道	23,320	22,904	416	0	416
	老人医療	239,915	238,623	1,292	0	1,292
	観光施設	502,251	487,161	15,090	0	15,090
	介護保険	89,034	84,471	4,563	0	4,563
	介護サービス	28,053	28,046	7	0	7
	合併浄化槽	89,323	88,904	419	0	419
合計	3,573,511	3,395,707	177,804	5,455	172,349	

平成14年度

歳

出

歳入状況

(単位：千円、%)

区 分	13 年 度		14 年 度			増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	
地 方 税	207,085	8.9	207,561	9.2	476	0.2
地 方 譲 与 税	14,412	0.6	14,607	0.6	195	1.4
利 子 割 交 付 金	10,134	0.4	3,281	0.1	6,853	67.6
地 方 消 費 税 交 付 金	20,646	0.9	17,849	0.8	2,797	13.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	9,548	0.4	8,767	0.4	781	8.2
地 方 特 例 交 付 金	8,464	0.4	6,275	0.3	2,189	25.9
地 方 交 付 税	1,151,838	49.7	1,052,357	46.7	99,481	8.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	0	0.0	495	0.0	495	皆 増
分 担 金 及 び 負 担 金	19,983	0.9	14,732	0.7	5,251	26.3
使 用 料 及 び 手 数 料	14,639	0.6	14,305	0.6	334	2.3
国 庫 支 出 金	36,674	1.6	27,576	1.2	9,098	24.8
県 支 出 金	375,523	16.2	336,865	15.0	38,658	10.3
財 産 収 入	1,335	0.1	7,190	0.3	5,855	438.6
寄 付 金	93,802	4.0	99,463	4.4	5,661	6.0
繰 入 金	6,874	0.3	3,191	0.1	3,683	53.6
繰 越 金	138,630	6.0	198,219	8.8	59,589	43.0
諸 収 入	26,283	1.1	43,818	1.9	17,535	66.7
地 方 債	183,500	7.9	194,600	8.6	11,100	6.0
合 計	2,319,370	100.0	2,251,151	100.0	68,219	2.9

は自主財源

目的別歳出状況

(単位：千円、%)

区 分	13 年 度		14 年 度			増 減 率
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比	増 減 額	
議 会 費	50,809	2.4	47,286	2.2	3,523	6.9
総 務 費	338,426	16.0	320,941	15.0	17,485	5.2
民 生 費	177,242	8.4	160,005	7.5	17,237	9.7
衛 生 費	134,469	6.3	119,134	5.6	15,335	11.4
農 林 水 産 業 費	517,665	24.4	500,411	23.3	17,254	3.3
商 工 費	55,470	2.6	19,881	0.9	35,589	64.2
土 木 費	65,682	3.1	77,727	3.6	12,045	18.3
消 防 費	117,588	5.5	119,196	5.6	1,608	1.4
教 育 費	181,775	8.6	160,487	7.5	21,288	11.7
災 害 復 旧 費	78,991	3.7	23,406	1.1	55,585	70.4
公 債 費	320,471	15.1	362,778	16.9	42,307	13.2
諸 支 出 金	82,562	3.9	235,176	11.0	152,614	184.8
合 計	2,121,150	100.0	2,146,428	100.0	25,278	1.2

平成十四年度

主な事業の実施状況

一、総務・民生・環境衛生関係

単位千円

- (1) ふるさとづくり推進事業費
(出生記念樹・出生婚姻祝金・東富士七里太鼓スポーツ少年団など)
二一、二五八
- (2) みんなで支える地域福祉推進事業
(食事サービス・寝具クリーニン
グ理容サービス・紙オムツなど)
二、三四八
- (3) 社会福祉総務費
(繰出金など)
二六、四九二
- (4) 老人福祉費
(県老人医療・老人保護措置費・
老人クラブ・老健繰出金ほか)
三〇、二五四
- (5) 身体障害者福祉費
(医療費・補装具・入所措置費・
更生医療費・日常生活用具)
一八、四四九
- (6) 福祉センター費
(介護保険サービス事業繰出金など)
二八、〇五三
- (7) 介護費
(介護保険繰出金) 一三、七九五

- (8) 児童福祉費
(保育所・児童手当など)
四七、一二六

- (9) 環境保健総務費
(診療所会計繰出金・合併浄化槽
・簡易水道・会計繰出金)
六六、九九八

- (10) 母子衛生費
(乳児医療・各種検診事業など)
三、〇二〇

- (11) 健康管理費
(保健師・家庭介護教室・健康管
理事業など)
四、五九四

- (12) 環境保全費
(ゴミ処理対策事業村内一斉清掃
など)
三三、三八三

- (13) 予防費(各種予防接種など)
二、〇一三

- (14) 老人保健事業
(地域住民健診事業・基本健診・
乳癌・肝癌・子宮癌・働きざかり
花の実年健診など)
九、一二五

二、農林水産関係

農業関係

- (1) 県単土地改良事業
農道川村線
五、〇一九

- 農道川久保線
四、〇九五
- 農道金沢線
五、九三三
- 農道大指線開設
二〇、〇〇三
- 地籍調査事業
一七、九六九

- (2) 農道・水路等補修工事
白井平・板橋水路補修工事
六六三

- 野原線水路補修
一、二〇二
- 鳥獣害防除ネット
一、二七四
- 農道台帳補正業務
七五六

- (3) 山村振興等農林漁業別対策事業
農道板橋(善之木線)開設・舗装
一一、一六〇

- (4) 山村振興等地域連携推進事業
特産品開発・生産組織の育成
二、〇八三

- 林業関係
(1) 民有林林道事業
道坂菜畑線開設
四八、一八二
- 田代線舗装
二四、一八七

- (2) 林業構造改善事業
掛水線開設
一〇一、〇六一

- (3) 森林環境教育利用促進対策事業
森林環境教育推進費
三、三三三

- (4) 治山事業
長又流路工
三、〇〇一

三、商工・観光関係

観光施設整備

- (1) 道志の湯・水源の森・道の駅等
二〇〇、九五三

その他の事業

- (1) 第十六回道志村ホタル祭開催
一、〇〇〇

- (2) 観光振興事業等
七、一六〇

四、土木関係

- 村道改良舗装工事
湯本線(改良舗装)
九、四五〇
- 馬場上線開設
九、八七〇

- 村道維持補修等
六、二五五

- 村道台帳補正業務
九四五

- 法定外公共物、国有財産申請図書
作成業務委託
七、四五五

五、上下水道関係

平成十三年度から合併処理浄化槽
事業がスタートいたしました。

合併処理浄化槽事業

- 浄化槽新設工事など(四十六基)
七三、六七九

簡易水道事業
本管移設工事
水質検査など
四、五七四
四、四五六

六、消防・防災等関係

消防・施設整備
救急業務高度化資機材緊急整備
(高規格救急車) 三三、五五〇

七、教育関係

小・中学校雨漏り修繕等
二、〇六三
日本体育学校健康センター加入給
付金 一八八

親子安全会 九四

教員住宅ビックマロン入居者状況
二LK 一二
一LK 八

教員住宅使用料(十四年度)
一、四八〇

スクールバス運行委託
四一、三八九

地方債現在高の状況 (平成14年度末現在)

(単位千円)

起債区分	件数	金額
過疎対策事業債	15	1,487,909
義務教育施設整備事業債	2	26,363
災害復旧事業債	5	10,769
公営住宅建設事業債	1	28,043
一般公共事業債	6	74,057
一般単独事業債	6	169,483
臨時財政特例債	2	3,758
公共事業等臨時特例債	1	649
減税補てん債	8	61,586
臨時税収補てん債	1	12,588
臨時財政対策債	3	130,700
都道府県貸付金	2	27,900
一般会計	52	2,033,805
診療所事業債	1	0
水道事業債	10	334,861
下水道事業債	2	50,800
合計	65	2,419,466

基金現在高の状況 (平成14年度末現在)

(単位千円)

基金の名称	基金の額
道志村財政調整基金	266,402
道志村村債管理基金	89,650
道志村総合会館建設基金	306,489
道志村土地開発基金	116,620
道志村ふるさと振興基金	107,122
道志村ふるさと水と土保全対策基金	10,078
国民年金印紙購入基金	0
西川教育基金	21,302
地域福祉基金	100,000
道志村国民健康保険財政調整基金	55,272
国民健康保険団体連合会預託金	981
観光施設等特別会計基金	286
道志村特定農山村地域振興基金	8,380
道志村介護保険円滑導入基金	0
広域常備消防事務委託費負担基金	24,082
道志村介護保険基金	5,000
合計	1,111,664

第27次地方制度調査会

地方制度調査会とは、8月広報で掲載したように首相の諮問機関です。

本年4月30日、「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」を発表しました。最終報告は11月末までに内閣総理大臣に提出され、今後の動向が注目されます。その概要についてお知らせします。

基礎的自治体のあり方

市町村をめぐる状況

- * 国・地方ともに厳しい財政事情の中、市町村の規模などに対応して行われてきた各種の財政措置などについても見直しを図ることが避けられない状況にある。
- * 少子高齢化の進行により2030年には人口5千人未満の市町村が現在の700団体から1,200団体近くに増加し、特に小規模な市町村についてより深刻な影響を与え、これまでのような職員や財政基盤を維持できない状況に陥ることが予想される。

地方分権時代の基礎的自治体の構築

- * 基礎的自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましく、これに対しては国として積極的な事務の権限の委譲を進めるべきであり、可能な限り基礎的自治体が住民に身近な事務の処理をすることができるようにしていくべきである。
- * 地域における住民サービスを担うのは行政のみではなく、住民や、分権時代の基礎的自治体の重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきである。

平成17年4月以降の合併推進の手法

- * 新しい法律を制定し、一定期間は自主的合併を促すが、現行法のような財政支援措置はとらない。
- * 新法は、必要一に応じて、都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関する勧告やあっせんなどにより自主的な合併を進めるものとする。

包括的な基礎的自治体の形成と地域自治組織制度の導入

- * 合併後、市町村はその自主的な判断により、旧市町村単位とする基礎的自治体内の地域自治組織を設置できる。都道府県知事も、一定の場合に、小規模な市町村などを対象として地域自治組織を設置すべきことを勧告することができる。
- * 合併できなかった市町村は、地域自治組織となることを都道府県に自ら申請することができ、その場合には、都道府県知事が関係市町村の意見を聴き、当該都道府県議会の議決を経て、当該市町村がいずれかの基礎的自治体を形成する地域自治組織となることについて決定し得る仕組みを検討する。

事務配分特例方式の検討

- * 基礎的自治体に法令上義務付けられた事務についてはその一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務付ける特例的団体の制度の導入について引き続き検討する。

基礎的自治体における住民自治充実のための新しい仕組み

- * 地域自治組織は、当面、合併後の市町村において、合併前の旧市町村単位に地域自治組織を導入する途を開くもので、行政区的类型（法人格を有しない）と特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）の2つのいずれかを選択できる。
- * 行政区的类型においては、基礎的自治体の組織の一部として事務を分掌し、地域自治組織の長と諮問機関（付属機関）としての地域審議会からなる。

- * 特別地方公共団体とするタイプにおいては、地域共同的な事務を処理するものとし、基礎的自治体の補助機関を兼ねて法令により基礎的自治体に処理が義務付けられた事務を地域自治組織において処理することを検討。地域自治組織（特別地方公共団体タイプ）の議決機関の構成員は公選とし、執行機関は地域自治組織の議決機関の互選または基礎的自治体の長による選任などとすることを検討する。
- * 財源は当該基礎的自治体からの移転財源によることが原則。

地方制度調査会の「地域自治組織」構想

	特別地方公共団体タイプ	行政区タイプ
法人格	あり	なし
事務	区域の地域共同的な事務を実施。法令により基礎的自治体に処理が義務付けられている事務の処理も検討	基礎的自治体の一部として事務を分掌
機関	執行機関と議決機関	長と地域審議会
選任方法	議決機関は公選（住民総会による選出も検討）。執行機関は議決機関の互選が基礎的自治体の首長による選任	長は基礎的自治体の首長が選任。地域審議会委員は公選が住民総会で選出することも検討
財源	基礎的自治体からの移転財源が原則。課税権、起債は認めない。独自事業については住民から負担を求めることが可能	基礎的自治体の会計から直接支出

このことを表に
まとめました



ハウス用プラスチックフィルム



マルチ用プラスチックフィルム



プラスチック肥料袋
農薬の空容器など

農業用廃プラは、各地区の収集場所に指定日の午前七時～九時までに出示してください。それ以外の時間には出さないでください。

廃プラは、塩化ビニール、ポリエチレン系などの性質が違うので、種類ごとに分別して束ねてください。

処理機械の故障の原因となりますので、土砂は除去し、ゴミや金物などの異物は絶対に入れないでください。

梱包（荷造り）する時は、ビニール等をメートルくらいに折りたたみ、一包の重量を十～十五kg程度にして、二ヶ所または十字にヒモで結束してください。



農業用廃プラスチックの

収集について

農業用廃プラ（使用済みのマルチビニールやポリフィルムなどは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」によって排出者である農家自らの責任において処理することが義務づけられています。この法律では、農業用廃プラをみだりに捨てたり、野焼きしたりすると罰せられます。

道志村では、これまでも農業用廃プラの再利用を目的に収集しており貴重な資源のリサイクルに寄与しております。

収集場所

- ・月夜野～大室指
- ・旧久保分校玄関前
- ・椿～西和出村
- ・役場玄関前
- ・谷相～上中山
- ・旧唐沢小玄関前
- ・下善之木～長又
- ・旧善之木小玄関前

収集日

十一月十九日（水）
午前七時～午前九時

次回収集予定

平成十六年十一月頃

収集日以外には絶対に
出さないでください。

問い合わせ先

役場産業観光課 農政係
電話（五二）二二一一

決算監査意見書

地方自治法第二二三条第二項及び第二四一条第五項の規定に基づく意見書を次のとおり付します。

平成十五年九月十六日

道志村監査委員

杉本 勝也

佐藤 正明

1 総括意見

今年度の定期決算監査を行った結果、全般的には適正に処理されておりました。

一般会計決算額は、二十二億五千万円で、前年度決算額より二・九%の減となっており、その主なものは、普通建設費のうち前年からの繰越事業分が一億七千八百万円、また公債費は十三・二%増加し、特別会計への繰出金も十五・三%減少した。

普通建設事業費は四億七千百万円で前年比十八・六%の減と補助事業・単独事業とも大幅に数字が下がっており、特に単独事業は昨年の三十四・三%減少した。

各種の補助事業を導入し村の活性化の拠点づくりと、健全財政の運営のため単独事業等村費の支出を抑えているのと、将来に向けて借金の返済により住民の福祉を追求する傾向

があるものと考えられる。

土木費の増加に関しては、山村振興等農林漁業特別対策事業・林業構造改善事業の繰越分が増えたからである。

商工費の減少に関しては、観光施設等事業特別会計の繰出金が減ったからである。

長引く景気の低迷と、毎年毎年の自主財源の減少、とりわけ地方交付税の減少は、小さな町村には非常に厳しいものがあり、これからの事業の選択には十分に慎重を期し、道志村の将来は必ずしも明るいものになるとは言えない。

事務事業の見直しについて、行財政改革と共に、政策・施策についての「行政評価」の導入は、国を始め各県においても実施されており、行政執行の妥当性や達成度を判定し、道路・箱物などの事業を、その判断にたち中止を決定しているものもある。

2 国民健康保険特別会計について

平成十四年度の決算の資料によると、一人当りの年間保険料は九万六千円、一世帯当たりの保険料二十四万九千円かかっており、県下で上位の保険料である。

一人当りの医療費については、全体では三十一万八千五百五十三円で県下では中間に位置している。

本年度は、一般会計からの繰入金に法定のもの以外にはなく、特別会計を運営している。

しかし、老人医療費の支払基金への拠出金が大きく、国民健康保険会計全体の支出の二十三・二%、国民健康保険料の五十二・八%にも達している。

3 老人医療費特別会計について

前年度から比較して医療費はマイナスイ・〇%で、対象者は四百十九人で一人当たりの医療費は、五十五万三千八百十六円となり、このうち国保の老人については五十七万八千円と県内ではトップクラスである。

従って、国保の保険料も上がってくるのは当然である。

これも医療費を増大させる要因になっている。

病気になるって医者に掛かるよりも、まず病気になるらないよう予防的な通常の生活をしていくことが重要であると同時に、病気になるたら早期に発見し、初期のうちに治療することが必要である。

自分の健康は自分で管理していくことが一番大切なことである。

4 簡易水道特別会計について

平成十四年度決算は非常に厳しい状況にあり、この中身を抜本的に改革する時期に来ていると思う。

5 合併浄化槽事業特別会計について

本年度は浄化槽を四十六基新設し、建設事業費が八千四百七十七万円で、平成二十七年までで建設費が、二十四億九千三百三十万円で国庫補助金が三分の一で、残りが単独事業と起債になる。

このような中で、昔の道志川になることを期待されることである。

6 村営施設等について

水源の森については、平成八年度より新しい事業「そば打ち教室・実演」の導入により、経営については、「そば処」としてかなりの人気があり、リピーターのお客が多いようである。また仕入れについては余分な仕入れがなくむだを省けるようになり経費の節減につながっているようだが、さらに、経常的なものの削減と営業活動の工夫・経営方針のありかたなど新たな経営努力が必要である。

そば打ち道場の、免許制度に名を連ねる者も高齢者になり後継者を育成してもらいたいと思う。
また、水源の森の施設全体を考え、